

- 総合目標4：関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理（通貨・金融システム）を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

**総合目標の内容及び
目標設定の考え方**

金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のためには金融システムの安定の確保が不可欠です。

財務省としては、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、健全な財政の確保の観点から、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようにバランスを取ることが重要であると考えます。

人口減少による国内市場の縮小や市場のグローバル化、デジタルイノベーションを背景に、国内外で金融規制改革や金融技術革新が急速に進展しています。

こうした中、財務省としては、金融庁等と密接な連携を図りつつ、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保のため、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理を行います。

加えて、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等により影響を受けた事業者への支援も盛り込んだ地域経済活性化支援や東日本大震災への対応も含め、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督を通じて、地域の信用秩序の基盤強化等を図ります。

また、通貨は様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われる必要があります。そのため、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行うとともに、国内外の関係機関との意見交換・情報収集等により偽造・変造を防止する環境整備に努めつつ、CBDC（中央銀行デジタル通貨：用語集参照）を含め、通貨の在り方についても引き続き検討していきます。これらにより、通貨制度（用語集参照）の適切な運用に万全を期し、通貨に対する信頼の維持に努めます。

上記の「総合目標」を構成する「テーマ」

総4-1：金融システムの安定を確保する

総4-2：通貨に対する信頼を維持する

関連する内閣の基本方針

- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）
- 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）
- 「成長戦略等のフォローアップ」（令和5年6月16日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和5年6月16日閣議決定）

○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」(令和6年6月21日閣議決定)

総合目標 4 についての評価結果

総合目標についての評定

A 相当程度進展あり

評定の理由

金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行うことにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に努めました。

また、通貨制度の適切な運用に万全を期し、通貨に対する信頼の維持に努めました。引き続き、通貨に対する信頼の維持に向け取り組んでいく必要があります。

以上のとおり、全てのテーマの評定が「a 相当程度進展あり」であることから、総合目標の評定を「A 相当程度進展あり」としました。

政策の分析

(必要性・有効性・効率性等)

金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のために、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があります。

金融機関等を巡る情勢の変化を踏まえつつ、預金保険機構等が行う資金調達について、金融破綻処理や金融危機管理等に十分対応できる規模の政府保証枠(用語集参照)の設定等を行うことは、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理、ひいては金融システムの安定の確保に有効です。

また、金融庁等と連絡調整を密に行うことにより、事務運営を効率的に行うよう努めています。

通貨は、様々な経済取引の決済に使われ、経済活動の基盤をなすものであることから、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に取り組んでいく必要があります。

令和6年度は、通貨の流通状況等を把握した上で製造計画を策定し、必要に応じて所要の見直しを行うことで通貨を確実に供給しました。また、通貨の偽造・変造の防止のため、各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報を収集するとともに、緊密な情報・意見の交換等によって国内関係機関との連携強化を図るなど、通貨に対する信頼の維持に資する重要な取組を行いました。

テーマ 総4-1：金融システムの安定を確保する

定性的な測定指標

[主要] 総4-1-B-1：金融システムの安定を確保するための取組

(目標の内容)

金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と緊密に連携しつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を行い、また、預金保険法等の法令に基づき、迅速・的確な金融危機管理を実施することにより、金融システムの安定の確保に万全を期していきます。

(目標の設定の根拠)

金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のためには金融システムの安定の確保が不可欠であるためです。

目標の達成度	□
実績及び目標の達成度の判定理由	金融制度のあり方に関する金融庁での議論に参画したほか、金融庁等と連携して金融機関の経営状況や市場の動向を把握しつつ、預金保険機構等における資金調達の政府保証枠が、金融システム安定のために十分な水準となっているかについて、その使用状況の確認を行うなど、引き続き金融破綻処理制度の整備・運用を行いました。引き続き、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。

テーマについての評定	a 相当程度進展あり
評定の理由	金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行うことにより、金融システムの安定の確保に努めました。 以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「国内金融機関の自己資本比率」 ○参考指標 2 「国内金融機関の不良債権比率・残高」

総 4 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 国内金融機関の自己資本比率

(単位 : %)

	令和 3 年 3 月期	4 年 3 月期	5 年 3 月期	6 年 3 月期	7 年 3 月期
主要行等	(国際統一基準行) 16.98	(国際統一基準行) 15.72	(国際統一基準行) 14.92	(国際統一基準行) 16.50	(国際統一基準行) 17.07
	(国内基準行) 11.43	(国内基準行) 11.56	(国内基準行) 11.34	(国内基準行) 11.42	(国内基準行) 11.46
地域銀行	(国際統一基準行) 14.07	(国際統一基準行) 13.41	(国際統一基準行) 13.94	(国際統一基準行) 15.39	(国際統一基準行) 13.45
	(国内基準行) 9.70	(国内基準行) 9.71	(国内基準行) 9.98	(国内基準行) 10.07	(国内基準行) 10.23

(出所) 「主要行等の令和 7 年 3 月期決算の概要」(令和 7 年 6 月金融庁)

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250610/20250610.html>

「地域銀行の令和 7 年 3 月期決算の概要」(令和 7 年 6 月金融庁)

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250612/20250612.html>

(注 1) 小数点第 2 位の数は、四捨五入による。

(注 2) 主要行等とは、みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友トラスト・ホールディングス、りそなホールディングス、SBI 新生銀行及びあおぞら銀行を指す。

(注 3) 主要行等のうち国際統一基準行は、みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友トラスト・ホールディングスを指す。また、地域銀行のうち国際統一基準行は、群馬銀行、千葉銀行、横浜銀行、八十二銀行、静岡銀行、滋賀銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行及び名古屋銀行を指す。(ただし、令和 4 年 3 月期までは、北國銀行は国際統一基準行)。

参考指標 2：国内金融機関の不良債権比率・残高

		令和 3 年 3 月期	4 年 3 月期	5 年 3 月期	6 年 3 月期	7 年 3 月期
主要行等	不良債権残高	2.6	3.4	3.2	3.9	2.9
	不良債権比率	0.7	0.9	0.8	0.9	0.7
地域銀行	不良債権残高	5.3	5.5	5.6	5.7	5.5
	不良債権比率	1.8	1.8	1.8	1.7	1.6
全国銀行	不良債権残高	7.9	8.9	8.8	9.6	9.1 (注2)
	不良債権比率	1.2	1.3	1.2	1.3	1.2 (注2)

(出所) 「主要行等の令和 7 年 3 月期決算の概要」(令和 7 年 6 月金融庁)

(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250610/20250610.html>)

「地域銀行の令和 7 年 3 月期決算の概要」(令和 7 年 6 月金融庁)

(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250612/20250612.html>)

「令和 6 年 9 月期における金融再生法開示債権の状況等(ポイント)」(令和 7 年 2 月金融庁)

(<https://www.fsa.go.jp/status/npl/20250228.html>)

(注 1) 不良債権残高は金融再生法開示債権(用語集参照)残高、不良債権比率は金融再生法開示債権残高の対総与信比率。

(注 2) 令和 6 年 9 月期の数値を記載。

(注 3) 小数点第 1 位の数は、四捨五入による。

(注 4) 主要行等とは、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、SBI新生銀行及びあおぞら銀行を指す。

テーマ 総4-2：通貨に対する信頼を維持する

定性的な測定指標

[主要] 総4-2-B-1：通貨に対する信頼を維持するための取組

(目標の内容)

通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行うこと等により、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期していきます。

(目標の設定の根拠)

通貨を円滑に供給するためには、市中における通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等を適切に行う必要があるほか、通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。

目標の達成度

□

実績及び
目標の達成度の
判定理由

令和 6 年度においては、通貨の偽造抵抗力を強化する観点から、令和 6 年 7 月 3 日に「新しい日本銀行券(一万円、五千円、千円)」(以下「新紙幣」といいます。)の発行を開始しました。

その上で、日本銀行と連携して、新紙幣を含む日本銀行券及び貨幣について、市中における流通状況等を適切に把握し、所要の通貨を確実に供給できるよう製造計画を策定しました。また、貨幣については、記念貨幣の発行の決定及び販売用貨幣の必要枚数の見直しを行い、年度途中で製造計画を改定しました。

さらに、日本銀行券及び貨幣の製造計画を、独立行政法人国立印刷局（以下、「国立印刷局」といいます。）及び独立行政法人造幣局（以下、「造幣局」といいます。）に指示し、これを確実に製造させることで、通貨を円滑に供給しました。

新紙幣の発行に先立っては、財務省公式 SNS を活用した周知に加えて、政府広報オンラインによる記事・動画配信、視覚障害者向け点字広報誌・音声 CD の配布等の広報活動を実施するなど、準備を進めました。

また、各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報を収集するとともに、日本銀行や警察当局等の国内の関係機関については、情報や意見の交換等を密に行うことで連携強化を図りました。国立印刷局及び造幣局に対して偽造防止技術の開発状況等を報告させるとともに、偽造防止技術の練磨の観点から、偽造抵抗力の強い技術を採用した記念貨幣を発行するなど、通貨の偽造・変造を防止する環境の整備を進めました。

このほか、通貨制度を所管する一環として、CBDC について、実証実験を進めている日本銀行と連携しつつ、諸外国の動向を含め、様々な調査・検討を行いました。具体的には、「CBDC に関する関係府省庁・日本銀行連絡会議」（連絡会議）において、中間整理を行った後、幅広い観点から丁寧な調整が必要な課題・論点を中心に、より実務的な議論を行う観点から連絡会議の下に「幹事会」を設置し、制度設計の大枠の整理に向けて検討を進めました。

(注) 財務省ウェブサイト

「令和 6 年度日本銀行券製造計画」

<https://www.mof.go.jp/policy/currency/bill/lot/2024ginnkoukenkeikaku.html>

「令和 6 年度貨幣製造計画」

<https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2024kaheikeikaku.html>

「令和 6 年度貨幣製造計画<改定>」

<https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2024kaheikeikaku-kaitai-3.html>

上記実績のとおり、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。引き続き、通貨制度の適切な運用に取り組んでいく必要があるため、達成度は「□」としました。

テーマについての評定

a 相当程度進展あり

評定の理由

日本銀行と連携して把握した流通状況等を適切に反映した製造計画に基づいて、日本銀行券及び貨幣を国立印刷局及び造幣局に製造させることで、所要の通貨を円滑に供給しました。また、各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報収集に努めるとともに、国内の関係機関との意見交換の実施による連携強化等により、通貨の偽造・変造を防止する環境の整備を進めつつ、CBDC を含め、通貨の在り方についても検討しました。こうした取組は引き続き行う必要があります。

以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	該当なし				
評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>(金融システムの安定を確保するための取組) 金融庁等との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に努めます。</p> <p>(通貨に対する信頼を維持するための取組) 通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように、製造計画の策定等を適切に行うこと等により、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に万全を期していきます。</p>				
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>我が国の金融情勢：</p> <p>「主要行等の令和 7 年 3 月期決算の概要」(金融庁)</p> <p>「地域銀行の令和 7 年 3 月期決算の概要」(金融庁)</p> <p>「令和 6 年 9 月期における金融再生法開示債権の状況等 (ポイント)」(金融庁)</p>				
前年度の政策評価結果の政策への反映状況	<p>(金融システムの安定の確保に向けた適切な制度の整備・運用) 金融庁等との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行うことにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に努めました。</p> <p>(通貨に対する信頼を維持するための取組) 通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように、製造計画の策定等を適切に行うこと等により、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。</p>				
総合目標に係る予算額等	令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の総合目標に関連する予算額等はありません。					
担当部局名	大臣官房信用機構課、理財局 (国庫課)		政策評価実施時期	令和 7 年 6 月	